

## 笛吹市国民健康保険通信

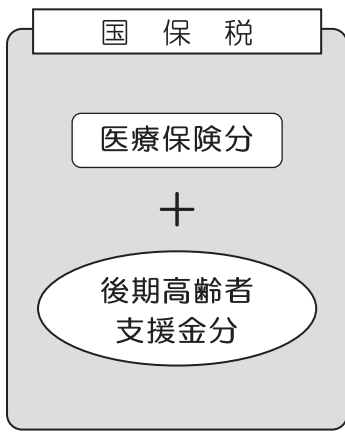
国民健康保険加入者の皆さんへ みんなの国保を守るために  
このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつつけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

### 国保税の納期限内での納付をお願いします

国保税は、国保制度を支える大切な財源です。保険税を納めることによって、安心して医療を受けることができます。国保制度を維持するために、国保税の納期限内での納付をお願いします。国保税の税額の内訳は、年齢によって異なります。

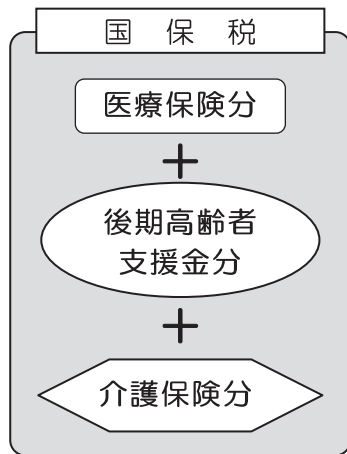
#### 40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。



#### 40歳以上65歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

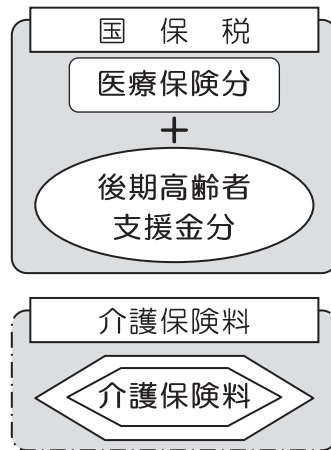


#### 年度の途中で40歳になる方がいる場合

40歳の誕生日の月（1日が誕生日の方はその前月）の分から介護保険分を納めます。該当者がいる場合は、年度途中で税額が変更されますので、ご注意ください。

#### 65歳以上75歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金を合わせて納めます。介護保険料は、別に納めることとなります。75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になります。



#### 年度の途中で65歳になる方がいる場合

65歳になる前月（1日が誕生日の方はその前々月）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて計算してありますので、年度途中での介護保険分による年税額の変更はありません。

#### 国保税は世帯主あてに通知しています

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主に納税通知書・納付書を送っています。世帯主が国保の被保険者ではない場合でも、世帯内に

国保被保険者がいれば、国保税の納付義務者は世帯主となります。  
**国民健康保険税に未納があるとは…**  
国民健康保険税に未納がある方は、次のような扱いになる場合がありますのでご注意ください。

- 保険証の有効期限が短くなります（「短期被保険者証」の発行）。
- 特別な事情もなく1年以上未納が続くと、病院にかかった時、医療費がいったん全額負担になる場合（「資格者証」の発行）があります。
- 限度額認定証の発行ができません。

どうしても納付が難しい時は、滞納したままにせず、納付方法について早めにご相談ください。

現在、国民健康保険税が期限内に納められていない世帯には、市の徴収員が自宅へ訪問する場合があります。

※徴収員は身分証明書を必ず携帯しています。不審な場合は、国民健康保険課にお問い合わせください。

#### ■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当  
☎ 055(262)4111

